令和８年４月１７日

保護者　様

船橋市立習志野台第二小学校長

警報等発表時及び地震等発生時の児童生徒の登校について（周知）

日頃から本校の教育活動にご理解ご協力いただきありがとうございます。

さて、船橋市教育委員会では、警報等発表時や地震等発生時の学校対応について下記のとおり基本方針を策定しています。

各ご家庭で防災情報を確認の上、登校の判断をしてください。

なお、詳細につきましては、学校対応表でご確認ください。

記

1　警報等発表時の学校対応について

(1) 午前７時の時点で気象庁の防災情報で**船橋市**に「特別警報（大雨、暴風、大雪、暴風雪)」、「警報（大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪)」が発表されている場合、公立小・中学校は臨時休業とします。

(2) 学校から、原則、メール配信は行いません。

(3) 臨時休業の場合、教育委員会から午前７時頃に「ふなばし情報メール」と「船橋市ホームページ」で周知します。状況によっては午前７時頃に周知できない場合がありますので、学校対応表に沿ってご家庭で判断をお願いします。

2　地震等発生時の学校対応について

(1) 気象庁の防災情報で船橋市に震度５強以上、東京湾内湾に大津波警報、津波警報が発表されている場合、公立小・中学校は臨時休業とします。

(2) 学校から安否確認や再開等にについて必要に応じて連絡があります。学校から連絡があるまで自宅待機とします。

(3) 臨時休業について、教育委員会職員は避難所開設を行うため、教育委員会から「ふなばし情報メール」と「船橋市ホームページ」で周知することができません。学校対応表に沿ってご家庭で判断をお願いします。

3　給食について

(1) 臨時休業になった場合は、給食費の返金はいたしません。
（２０２６年４月より給食費無償化になっている小学校、小学部は該当しません。）

(2) 交通機関の停止などの影響で食材が届かない場合は、献立と内容が変更となることもあります。

気象庁は令和８年５月下旬（予定）から新たな防災気象情報の運用を開始します。
改訂版につきましては、気象庁の新たな運用後に改めて周知いたします。